

○奈良県金属くず営業条例施行規則

昭和32年 4 月 16 日

奈良県公安委員会規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、奈良県金属くず営業条例（昭和32年 4 月奈良県条例第20号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(申請及び届出の手續)

第 2 条 条例及びこの規則の規定による公安委員会に対する申請又は届出は、金属くず業にあっては主たる営業所を、金属くず行商にあっては住所又は居所（本県内に住所又は居所を有しないものにあつては、主たる行商地域）を管轄する警察署長を経由してしなければならない。

(許可の申請)

第 3 条 条例第 3 条の規定により金属くず商の許可を受けようとする者は、第 1 号様式の申請書に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

(1) 許可を受けようとする者が個人であるとき

ア 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第 7 条第 5 号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。第12条において同じ。） 1 通

イ 未成年者の場合、法定代理人の同意書 1 通

ウ 条例第 4 条第 5 号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

(2) 許可を受けようとする者が法人であるとき

ア 登記事項証明書 1 通

イ 代表者その他業務を行う役員に係る前号ア及びウに掲げる書類各 1 通

（心身の故障により金属くず商の業務を適正に実施することができない者）

第 3 条の 2 条例第 4 条第 5 号の公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により金属くず商の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(許可証の様式)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定により、公安委員会が交付する許可証は、第 2 号様式のとおりとする。

(許可証又は届出済証の書換)

第5条 条例第5条第3項又は第22条の規定により、許可証又は届出済証の書換を受ける者は、第3号様式の申請書に許可証又は届出済証及び第3条に規定する書類のうち当該変更に係るものを添えて公安委員会に提出しなければならない。

(許可証又は届出済証の再交付)

第6条 条例第5条第4項又は第22条の規定により、許可証又は届出済証の再交付を受ける者は、第4号様式の申請書に写真2葉を添えて公安委員会に提出しなければならない。この場合において、届出済証の再交付をうけるときは、写真（6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。以下同じ。）1葉を添えるものとする。

2 前項の場合において、申請の理由が損傷であるときは、その許可証又は届出済証を添えなければならない。

(許可証又は届出済証の返納)

第7条 条例第6条、第20条又は第22条の規定により許可証又は届出済証を返納する者は、第5号様式の届書に許可証又は届出済証を添えて提出しなければならない。

(法人の役員の異動届)

第8条 法人である金属くず商は、その業務を行う役員に異動を生じたときは、第6号様式の届書に第3条第2号ア及びイに規定する書類を添えて公安委員会に届け出なければならない。

(標識)

第9条 条例第8条の規定による標識は、第7号様式のとおりとする。

(帳簿)

第10条 条例第10条第1項の規定による帳簿は、第8号様式のとおりとする。

2 条例第10条第1項の規程による帳簿に準ずる書類は、次の各号のいずれかに該当する書類とする。

(1) 条例第10条第1項の規定により記載すべき事項を当該営業所における取引の順に記載することができる様式の書類

(2) 取引伝票その他これに類する書類であって、条例第10条第1項の規定により記載すべき事項を取引ごとに記載することができる様式のもの

3 金属くず商は、条例第10条第1項の規定により前項第2号に掲げる書類に記載をしたときは、当該書類を当該営業所における取引順にとじ合わせておかななければならない。

4 条例第10条第3項の規定による帳簿等又は電磁的方法による記録の損傷、亡失又は滅

失の届書は、第9号様式のとおりとする。

(差止)

第11条 条例第12条の規定による警察署長の差止は、第10号様式の保管令書を交付して行うものとする。

(行商の届出)

第12条 条例第17条の規定により金属くず行商の届出をしようとする者は、第11号様式の届書に住民票の写し及び写真1葉を添えて提出しなければならない。

(届出済証の様式)

第13条 条例第18条の規定により公安委員会が交付する届出済証は、第12号様式のとおりとする。

附 則

- 1 この規則は、条例施行の日から施行する。
- 2 奈良県公安委員会運営規則（昭和30年3月奈良県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（昭和35年9月2日奈良県公安委員会規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（平成6年3月29日奈良県公安委員会規則第3号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の〔中略〕奈良県金属くず営業条例施行規則〔中略〕に規定する様式による書面については、当分の間、それぞれ改正後のこれらの規則に規定する様式による書面とみなす。

附 則（平成10年9月29日奈良県公安委員会規則第4号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式の用紙で、現に残存するものは、必要な改定を加えた上、なお当分の間、使用することができる。

附 則（平成17年3月4日奈良県公安委員会規則第1号）

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成17年3月29日奈良県公安委員会規則第5号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年 7 月 6 日奈良県公安委員会規則第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の規則により作成された様式の使用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成28年 3 月31日奈良県公安委員会規則第 5 号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 4 月26日奈良県公安委員会規則第 6 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年 4 月30日）の翌日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の規則により作成された様式の使用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則（令和元年11月29日奈良県公安委員会規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の奈良県金属くず営業条例施行規則に規定する様式による書面については、改正後の奈良県金属くず営業条例施行規則に規定する様式による書面とみなす。

附 則（令和 3 年 1 月22日奈良県公安委員会規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による使用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 6 年 7 月 1 日奈良県公安委員会規則第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の奈良県金属くず営業条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の奈良県金属くず営業施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の奈良県金属くず営業条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている旧規則第2号様式による許可証及び第12号様式による届出済証は、新規則の様によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に金属くず商の許可を受けている者の金属くず商の標識は、この規則の施行の日から6か月間は、なお従前の表示によることができる。
- 5 この規則の施行の際現に奈良県金属くず営業条例第10条の規定による記載がされている帳簿で旧規則第8号様式によるものについては、新規則第10条第1項の規定にかかわらず、なおこれを使用することができる。